

岐阜県パートナーシップ宣誓制度（案）の概要について

○制度の目的

性差、障がいの有無、国籍などに関わらず、県民一人ひとりが個人として尊重され、誰もが「清流の国ぎふ」をともに支える一員であるとの意識を持ち、互いに尊重し合える社会を構築していくため、「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」を創設。

※パートナーシップとは、互いの人生において、相互に協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係をいう。

○制度の内容

① 制度の概要

パートナーシップの関係にある者が、宣誓書を県に提出し、県が宣誓者に対し受領証を交付する制度。宣誓者は受領証を提示することにより、行政及び民間において様々な利用ができる。

- ・本制度は要綱により実施
- ・性的少数者のほか、婚姻届を提出しない事実婚の方も対象
- ・宣誓者が希望する場合は同一生計の子（未成年）の氏名及び生年月日を宣誓書に記載することも可能
- ・対面だけでなく、オンライン(zoom 等)での本人確認（宣誓）も可能
- ・婚姻と異なり、相続権や扶養義務などの法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではない。

② 対象者の要件（下記すべてを満たす方）

- ・成年に達していること
- ・いずれか一方が県内に住所を有しているか、県内への転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと
- ・宣誓者以外の者とパートナーシップに関係ないこと
- ・宣誓者同士の関係が近親者でないこと
(パートナーシップの関係に基づく養子縁組を除く)

③ 導入済自治体との連携（手続きの簡素化）

- ・関市、海津市でパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている方が、県内他市町村に転居する場合は、県に宣誓の継続を申告することで、県の受領証を交付する。(独身証明書等の添付書類不要、転出元への手続き不要)
- ・他県から県内に転居する場合も同様とする。

④ 受領証の提示による利用事例（各運営主体と連携して実施）

○公的

- ・ 公営住宅：入居申し込みの際の同居家族要件を満たす
- ・ 医療機関：治療方針の説明、手術の同意、緊急連絡先の指定等

○民間

- ・ 医療機関：治療方針の説明、手術の同意、緊急連絡先の指定等
- ・ 金融：住宅ローン（収入合算者等）において配偶者の定義にパートナーを含めることが可能
- ・ 保険：受取人にパートナーを指定
- ・ 携帯電話：携帯料金の家族割引の適用

※市町村における利用については、県内市町村と連携し、市町村毎で差異が生じないよう協力を求める。

⑤ 今後の流れ（予定）

- ・ パブリックコメントの実施
- ・ 制度開始